

【取引②】

非課税期間が終了するファンド（2021年分）を解約する場合（約定日・受渡日ともに2026年1月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2021年分については課税口座へ払い出された後であり、**NISA口座で管理されているファンドのみ**が解約されることとなります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、NISA口座で管理されているファンドの解約が優先されます。
一部解約するファンド数量がNISA口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2021年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります**。一部解約するファンド数量がNISA口座内のファンド数量に満たない場合は、NISA口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200万円・NISA口座分）の解約
(内100万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し)
申込日：2025年12月30日
約定期：2026年1月5日
受渡日：2026年1月8日

⇒ 200万円のうち100万円分は課税口座へ払い出されていますので、解約されるのは、引き続きNISA口座で管理されている100万円分となります。課税口座へ払い出された100万円分は解約されません。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託150万円（NISA口座分）の解約
(全額200万円の内100万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し)
申込日：2025年12月30日
約定期：2026年1月5日
受渡日：2026年1月8日

⇒ 200万円のうち100万円分は課税口座へ払い出されます。本件ではNISA口座で管理されている100万円分が優先して解約され、残り50万円分が課税口座へ払い出された100万円分の中から解約されることになり、**損益状況によっては課税される可能性があります**。

⇒ お客さまの預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることになった場合、解約に伴う税金額分を預金口座から引き落としさせていただきます。